

各種手当の支給等の状況について

平成23年9月

厚生労働省

原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

被爆者の範囲 以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者 【手帳保持者 約21.9万人】
(平成22年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)、など

原爆症の認定 → 認定を受けた者には医療特別手当(月額136,890円)を支給 【支給対象者 約7,200人】
(平成22年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定

: 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(*)の意見を聴かなければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審査会(原子爆弾被爆者医療分科会)

援護措置 【1,478億円(平成23年度予算)】

1 医療の給付(医療費の無料化) 【423億円】

2 各種手当の支給 【944億円】

健康管理手当(月額:33,670円)【支給対象者 約18.7万人(平成22年度末)】(被爆者の85%が受給)

医療特別手当(月額:136,890円)【支給対象者 約7,200人(前出)】 など


3 健康診断の実施(年2回)

4 福祉事業の実施(居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

現行の原爆症認定制度の概要

被爆者が、疾病が放射線に起因し、現に医療を要する状態にある旨の厚生労働大臣の認定を受ければ、医療特別手当が支給される仕組みとなっている。

医療特別手当 月額136,890円（約7,200人） ※平成23年3月末現在



原爆症
の認定

①疾病が原爆放射線に起因すること（放射線起因性）

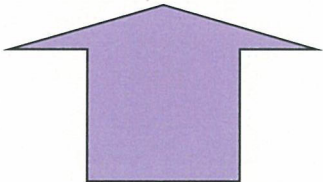
②現に医療を要する状態にあること（要医療性）

について、厚生労働大臣が認定。

放射線起因性には、「高度の蓋然性」が必要であるとの考え方が、最高裁判例により確立している。

※「高度の蓋然性」とは、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得る程度の証明

健康管理手当 月額33,670円（約18.7万人）



原爆放射線によるものでないことが明らかな場合を除き、造血機能障害、肝臓機能障害などの一定の疾病（循環器機能障害や運動器障害など大半の疾病がこれに該当する）にかかった場合に支給される。

被爆者健康手帳保持者（約21.9万人）

被爆時に一定の地域にいた者、原爆投下後2週間以内に入市した者、被爆者の救護等を行った者及びそれらの者の胎児について、被爆者健康手帳を交付。被爆者健康手帳の交付を受ければ、被爆者であることが証明され、医療費が無料となるほか、健康診断を受診することができるなど、各種施策の対象となる。

被爆者健康手帳の交付手続

被爆者健康手帳の交付を受けようとする者

①
申請

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者
- ③ 原爆の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者(救護者)
- ④ ①～③の胎児

②
交付
又は
却下

法第1条各号の要件に該当するか否かについて審査

居住地の都道府県知事、広島市長、長崎市長

健康管理手当について

被爆者で一定の疾病(造血機能障害、肝臓機能障害等、原爆の放射能の影響を疑わしめる障害を伴う疾病)にかかっている者に対し、健康管理手当を支給。

○支給額 月額33,670円

○支給対象 被爆者で一定の疾病(原爆の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く)にかかっている者

- ①造血機能障害を伴う疾病(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など)
- ②肝臓機能障害を伴う疾病(肝硬変など)
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病(悪性新生物など)
- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病(糖尿病、甲状腺機能低下症など)
- ⑤脳血管障害を伴う疾病(くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など)
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など)
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病(慢性腎炎、慢性腎不全など)
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病(白内障)
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など)
- ⑩運動器機能障害を伴う疾病(変形性関節症、変形性脊椎症など)
- ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病(胃潰瘍、十二指腸潰瘍など)

○支給期間 疾病により3年～無期限

※支給期間について

3年:造血機能障害を伴う疾病のうち、鉄欠乏性貧血及び潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病

5年:造血機能障害を伴う疾病のうち、貧血(再生不良性貧血及び鉄欠乏性貧血除く)

内分泌腺機能障害を伴う疾病のうち、甲状腺機能亢進症

水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病である白内障

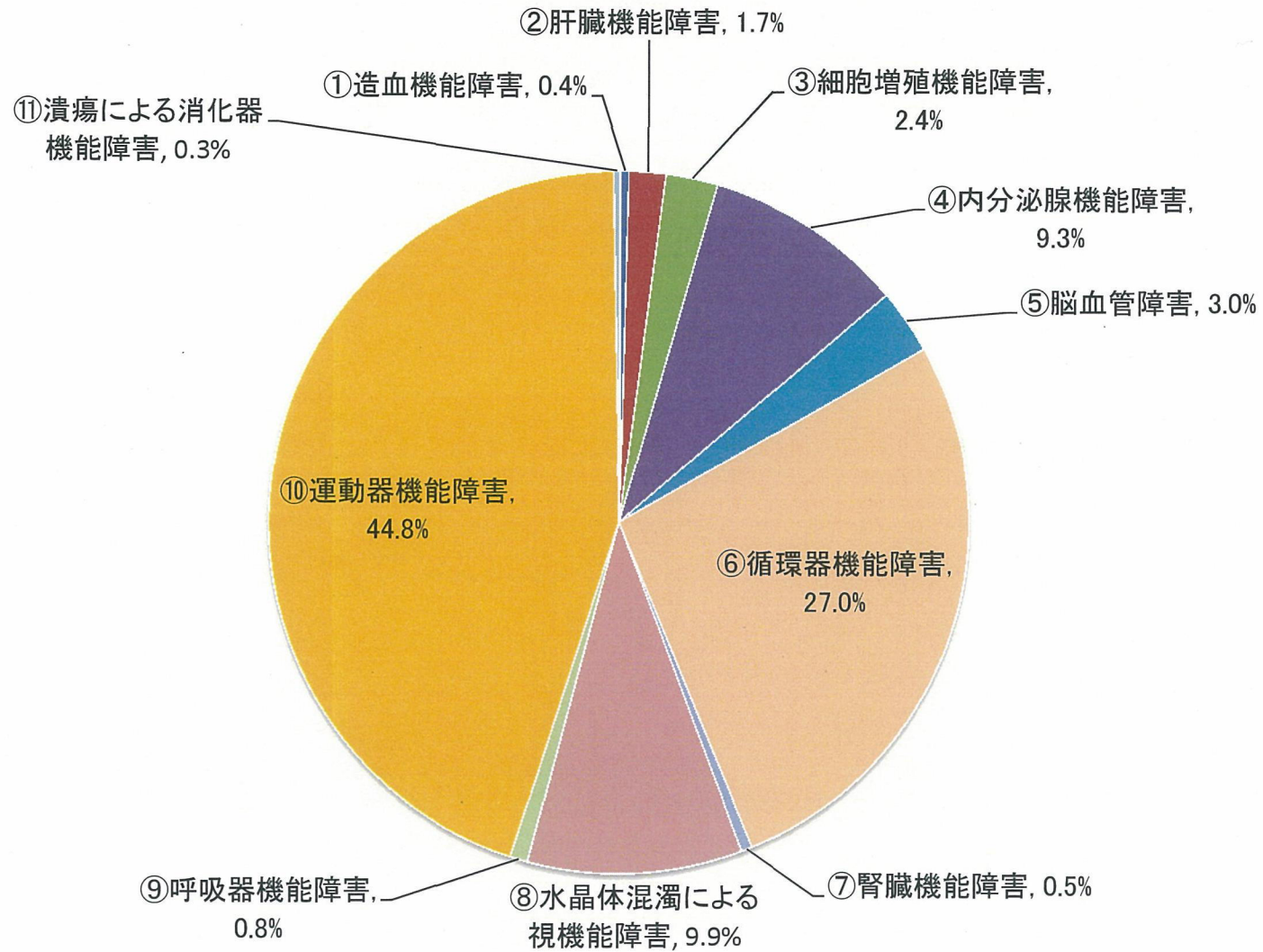
(上記以外は無期限)

○受給手続 居住地の都道府県知事、広島市長、長崎市長に申請 → 審査 → 手当支給

○受給者数 187,474人(平成22年度末)

(参考)

平成22年度健康管理手当の障害別支給状況(広島・長崎両県市分)



医療特別手当について

原爆症認定を受けた者であって、現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給。

○支給額 月額136,890円

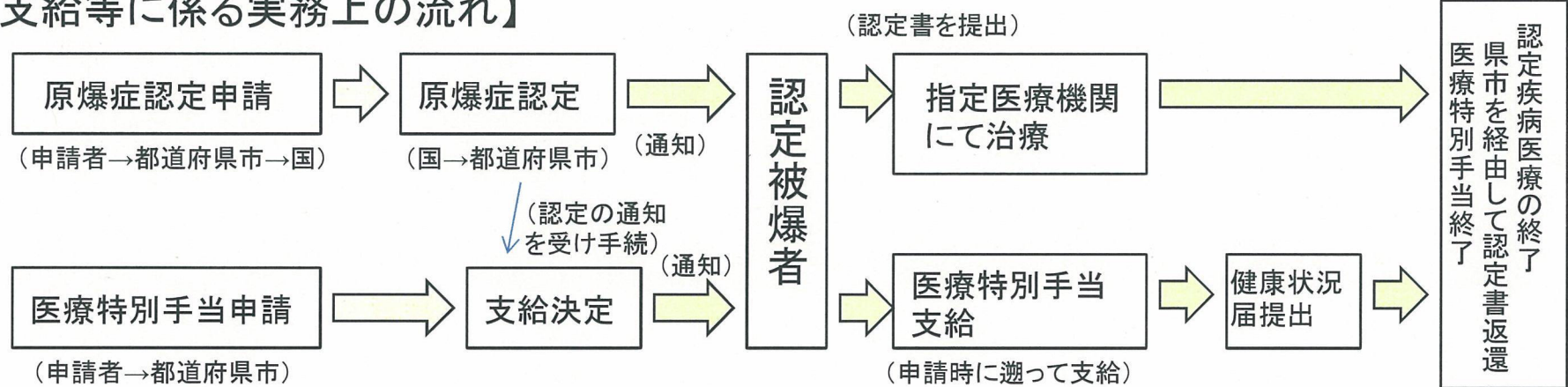
○支給対象 原爆症の認定を受けた者
(都道府県市において支給実施、申請時に遡って支給)

○支給期間 医療が必要な状態にある間

※医療特別手当受給者は、申請した日から3年を経過するごとに「健康状況届」に医師の診断書を添えて都道府県市に提出することとなっており、都道府県市において支給要件（疾病の状態にあるか否か）に該当するか審査を行っている。

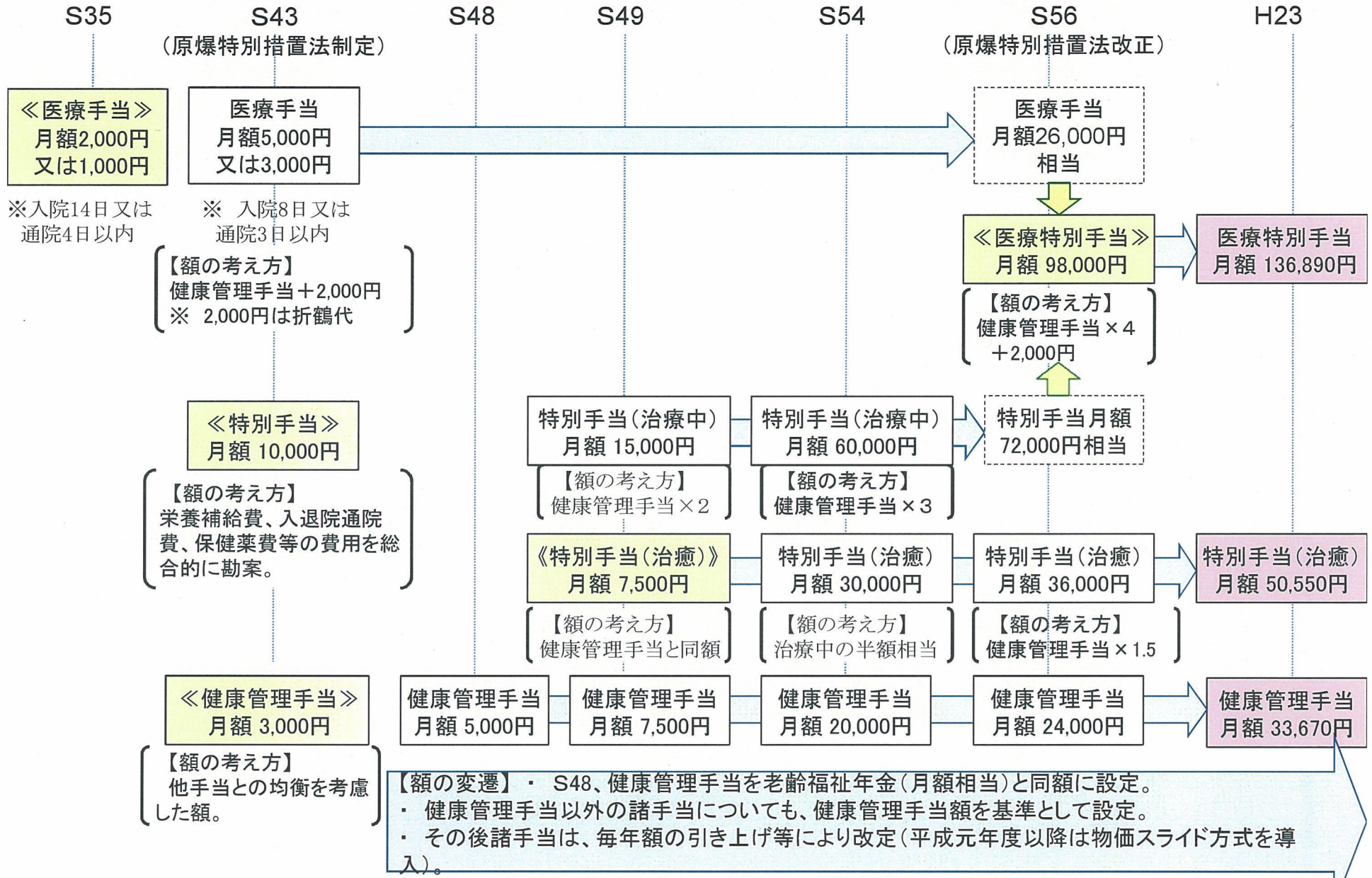
○受給者数 7,197人(平成22年度末)

【支給等に係る実務上の流れ】



※なお、認定疾病にかかる医療が必要な状態でなくなった場合、特別手当(月額50,550円)が支給される。(受給者数936人)

医療特別手当と健康管理手当の額の根拠と変遷



現行の手当等の趣旨及び設定の考え方（その1）

手当名	平成23年度 支給額 (単位：円)	支給対象者	手当の趣旨	手当額改定の 当初の考え方
医療特別 手当 S56～	月額 136,890円	原子爆弾の放射線を原因とする負傷又は疾病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた被爆者で、現に当該負傷又は疾病の状態にある者	入通院費雑費のほか原爆症に罹っているために余儀なくされている <u>栄養補給等の特別の出費を補う</u> とともに、 <u>精神を慰安し、医療効果の向上を図ることにより、生活の安定に資する。</u>	健康管理手当×4 + 2,000円 (現在は物価スライド方式)
特別手当 (現制度 S56～)	月額 50,550円	原子爆弾の放射線を原因とする負傷又は疾病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた被爆者で、当該負傷又は疾病が治癒した者	原爆症の再発防止のため <u>保健上特に配慮することにより、生活の安定に資する。</u>	健康管理手当 × 1.5 (同上)
健康管理 手当 S43～	月額 33,670円	循環器機能障害、運動器機能障害、視機能障害、造血機能障害、肝臓機能障害等11障害のいずれかを伴う病気に罹っている被爆者	放射線との関連性を完全に否定しきれない疾病に罹っているため <u>日常十分に健康上の注意を行う必要があり、そのために必要な出費に充てる。</u>	老齢福祉年金×1 (同上)
保健手当 S50～ (増額) S56～	月額 16,880円 月額 33,670円	2km以内で被爆した者と、当時その者の胎児であった者 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">身障者手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある被爆者及び独居老人被爆者</div>	放射線被曝の程度が大きく、日常生活において、 <u>健康増進に配慮する必要があり、そのために必要な出費に充てる。</u>	健康管理手当×0.5 (同上) 健康管理手当×1 (同上)

(注) 医療特別手当は、旧医療手当及び旧特別手当を合算したものである。
上記手当間相互の併給は出来ないこととなっている。

現行の手当等の趣旨及び設定の考え方（その2）

手当名	平成23年度 支給額 (単位：円)	支給対象者	手当の趣旨	手当額改定の当初の考え方
介護手当 S43～	月額 (重度障害者) 104,530円以内 月額 (中度障害者) 69,680円以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身の回りの世話を する人を雇った被爆者 重度：身障者手帳1級及び2級の 一部程度 中度：身障者手帳2級の一部及び 3級程度	介護のために実際に要 した費用を補填する。	前年度の手当の 額×人事院勧告 のベア率
家族介護 手当 S50～	月額 21,500円	重度障害のある被爆者で、費用を 出さずに身の回りの世話を受けて いる者	重度障害者については、 費用を支出して人を雇 わない場合であっても、 家族が介護をし、特別 の介護のための費用 (食器、布とん代等) の支出を余儀なくされ ていることから、その ために必要な出費に充 てる。	経過的福祉手当 × 1.5 (現在は物価ス ト方式)
葬祭料 S44～	201,000円	被爆者が死亡した場合に葬祭を行 う者	死亡について国家的関 心の表明として葬祭料 を支給し、被爆者の精 神的不安を和らげる。	生活保護の葬祭 扶助の1級地及 び2級地におけ る大人の基準額 と同額

原爆被爆者医療費について

原爆被爆者医療費は、被爆者の以下の医療費に対して支給(窓口負担なし)

①認定疾病医療費(法10条 全額国費)

原爆症の認定疾病について、医療費を全額国費で支給。

②一般疾病医療費(同法18条 保険優先)

認定疾病以外について、医療保険の自己負担分を国費で支給。

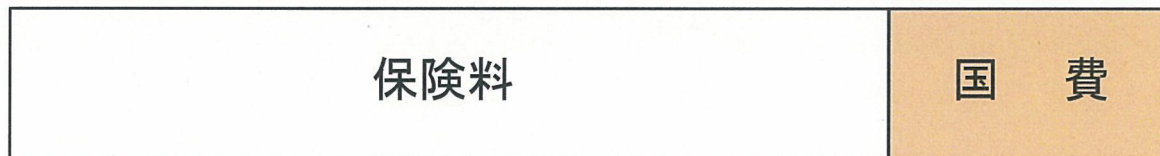
①認定疾病医療費(原爆症が認定された被爆者の認定疾病を対象)



- ・認定疾病につき、全額国費で支給
- ・認定疾病医療機関にて受診(現物給付)

②一般疾病医療費(被爆者の疾病を対象)

自己負担分
(1~3割)



- ・疾病につき、保険の一部負担分を国費で支給
- ・一般疾病医療機関にて受診(現物給付)

被爆者に対する健康診断について

被爆者援護法に基づき、被爆者に対して健康診断を実施。(被爆者負担なし)

- 実施主体 都道府県、広島市、長崎市
- 実施回数 定期：日時、場所（委託医療機関等）を指定して年2回実施
希望：定期健康診断以外にも被爆者の希望する時期に健康診断（年2回）を実施（うち1回はがん検診を受診可能）
- 実施内容 一般検査、がん検診、精密検査（※）
※一般検査・がん検査の結果に基づいて、さらに精密な検査を必要とする人について実施。
- 費用負担 健康診断受診費用は無料

(参考)実施状況(平成22年度)

一般検査 延べ165,006件、がん検診 延べ155,613件、精密検査 77,053件

被爆者に対する福祉事業について

被爆者援護法に基づき、被爆者に対して福祉事業を実施。(被爆者負担なし)

①相談事業

- 実施主体 都道府県、広島市、長崎市
- 実施内容 生活相談などの被爆者の援護に関する相談に応じる。
- 相談員数 22名

(参考)実施状況(平成22年度)

延べ相談件数 92,185件

②養護事業・居宅生活支援事業

- 1)原爆養護ホームの入所利用(広島・長崎両県市)
広島市 4施設、長崎市2施設
入所者数992人(平成22年度末)
- 2)原爆養護ホームにおける通所介護・短期入所の利用(広島・長崎両県市)
通所介護延べ 4,353人、短期入所 延べ 4,778人(平成22年度)

※施設の運営や事業に要する費用を公費で助成(補助率8/10~1/2)

介護保険サービス利用被爆者の一部負担額に対する助成について

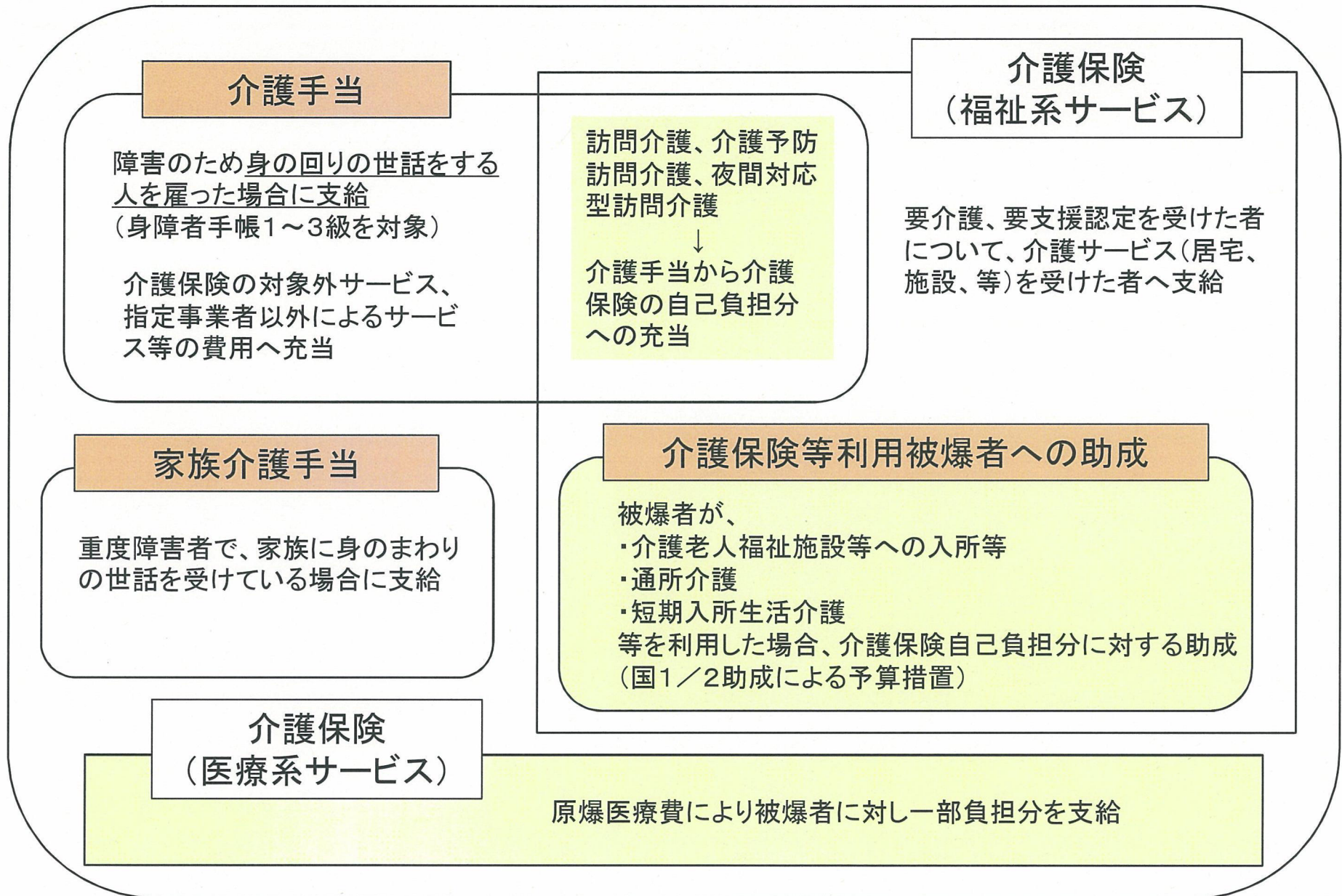
被爆者が介護保険法に基づく福祉サービスを利用した場合、被爆者援護法の対象となる福祉事業（養護事業・居宅生活支援事業）と同類型の事業について、利用者負担分を助成（被爆者負担なし）。

- ① 養護老人ホームや介護老人福祉施設の入所利用
- ② 通所介護・短期入所の利用
- ③ ホームヘルプサービスの利用（低所得者のみ）

○介護サービス	助成対象サービス
居宅サービス	
訪問通所	
訪問介護	△（低所得者のみ）
訪問入浴介護	
通所介護	○
福祉用具貸与	
短期入所	
短期入所生活介護	○
特定施設入居者生活介護	
地域密着型サービス	
夜間対応型訪問介護	
認知症対応型通所介護	○
小規模多機能型居宅介護	○
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設サービス	○
施設サービス	
介護福祉施設サービス	○

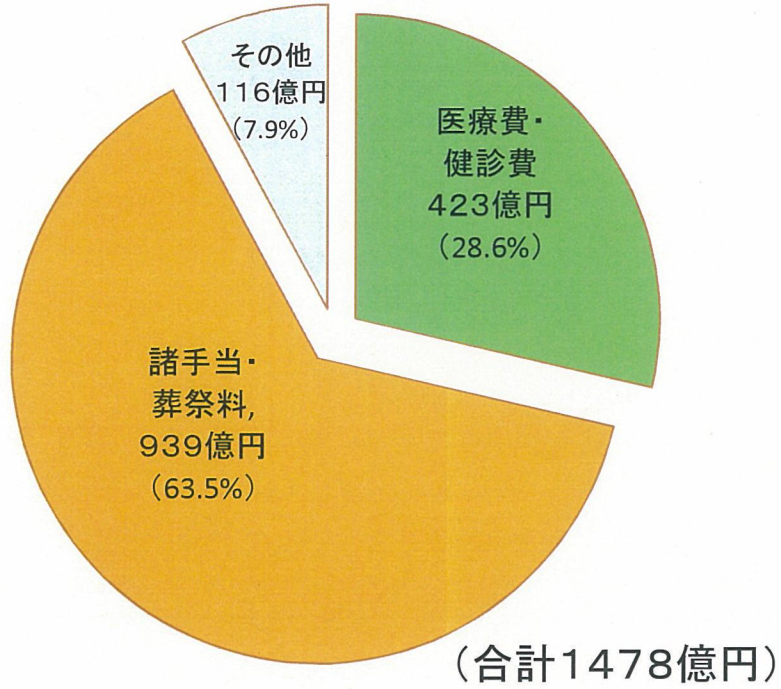
○介護予防サービス	助成対象サービス
介護予防居宅サービス	
訪問通所	
介護予防訪問介護	△（低所得者のみ）
介護予防訪問入浴介護	
介護予防通所介護	○
介護予防福祉用具貸与	
短期入所	
介護予防短期入所生活介護	○
介護予防特定施設入居者生活介護	
介護予防地域密着型サービス	
介護予防認知症対応型通所介護	○
介護予防小規模多機能型居宅介護	○
介護予防認知症対応型共同生活介護	

介護費用を巡る被爆者への支援の状況について(全体図)

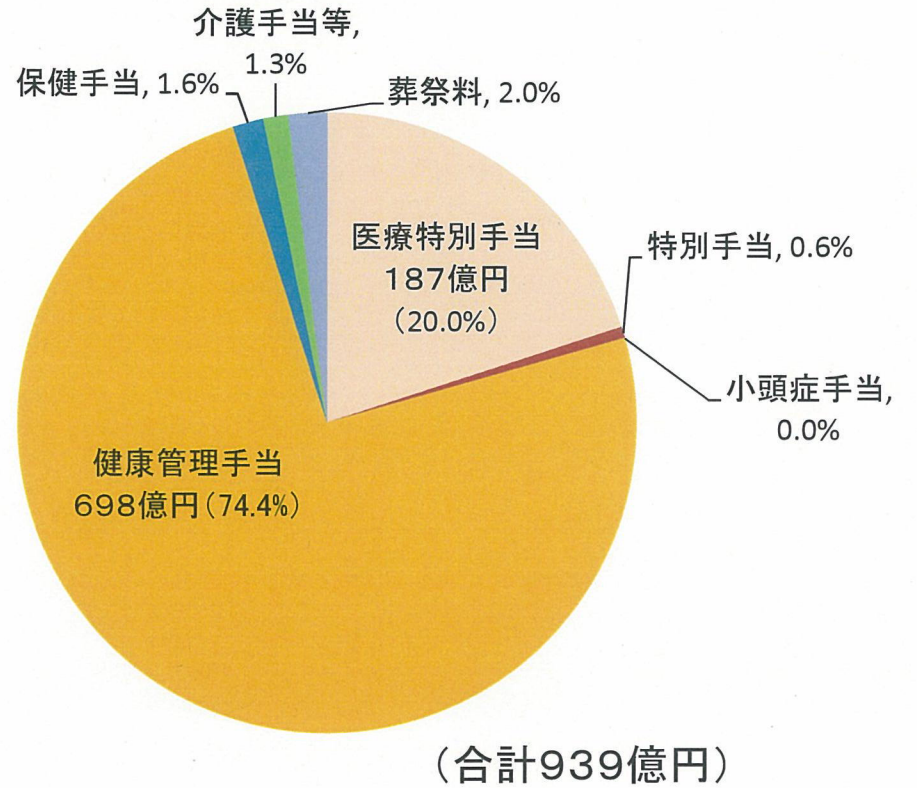


平成23年度原爆被爆者対策予算について

(全 体)



(諸手当・葬祭料内訳)



原爆被爆者対策予算の推移について

被爆者援護法の成立した平成7年度以降、毎年1500億円程度の予算を確保。

